診療所（歯科診療所）開設に必要な書類

法人（医師又は歯科医師個人以外）で開設される場合	
開設許可申請（開設前に申請）　　申請手数料 18,000 円	
①	開設許可申請書（第１号様式又は第２号様式）
②	定款又は寄付行為の写し
③	法人登記簿謄本（全部事項証明書） 【注】保健所提出用には原本を添付
④	建物の登記簿謄本　（登記事項証明書） 【注】保健所提出用は原本を添付
⑤	建物を賃借する場合は賃貸借契約書の写し 【注】原本と照合のため本状を持参
⑥	敷地の平面図（ビル内施設にあっては、施設のある階の平面図）
⑦	ビルの所在が分かる見取り図 （地理院地図等、著作権法に抵触しないもの）
⑧	診療所の平面図 各室の用途（診察室、待合室等）と室面積を示したもの（概ね縮尺１／100 以上）
開設届（許可後、診療を開始してから事後の届出）	
❶	開設届（第７号様式）
❷	管理者（開設者）の免許証 ・ 臨床研修修了登録証※の写し 【注１】免許証・登録証ともに原本照合のため本証を持参してください。 【注※】臨床研修修了登録証は医籍登録年月日が平成 16 年４月１日（歯科医籍登録年月日は平成 18 年４月１日）以降の場合必ず添付してください。
❸	管理者の職歴書 処分歴の有無と、最後の履歴に「○○診療所開設管理者就任」を記載。
❹	従事する医師又は歯科医師の免許証 ・ 臨床研修修了登録証※の写し
❺	助産師が従事する場合は免許証の写し
①～⑧及び❶～❺を各２部ずつご用意ください。	

【その他の留意事項】

- 清潔保持並びに衛生上、防火上及び保安上安全に関する設備要件があるため、事前相談を推奨しています。
- 開設許可後、正当な理由なく６月以上開設しない場合は、許可を取り消すことがあります。
- エックス線装置がある場合は、診療用エックス線装置備付届（第 25 号様式）を１台につき２部ずつ提出してください。
- 移転する場合は、前診療所の廃止届（第 14 号様式）及び新住所の開設手続きが必要です。
- 開設者変更の場合は、旧開設者の廃止及び新開設者の開設手続きが必要です。

【根拠条文】

医療法第７条（開設の許可）　医療法施行規則第１条の 14（開設の許可申請）及び第３条（開設の届出等）

【保険診療の手続きについては下記にお問合せください。】

関東信越厚生局 東京事務所

新宿区西新宿６－22－１新宿スクエアタワー11 階　☎03-6692-5119

千代田区千代田保健所

診療所（歯科診療所）～法人開設の手続きの流れ～

①事前相談

施工前にご予約の上で診察室、待合室等、各部屋の名称及び面積を記入した図面を持参し、窓口でご相談ください。
設備要件に適合するか確認致します。

↓ 書類の事前チェック

②許可申請

申請書、添付書類それぞれ２部ずつ（保健所提出用、副本用）ご提出ください。
許可申請手数料は 18,000 円（現金）です。

↓ 申請から２日後以降

③立入検査

工事が終了し、完成した施設の立入検査を行います。

↓ 概ね２週間

④許可書交付

診療所開設届や診療用エックス線装置備付届等の様式は、保健所窓口又は千代田区 HP で入手可能です。
・HP は下記手順で検索してください。
トップページ → 暮らし・手続き → 医務・薬事衛生
→ 医務薬事　様式集
→ 診療所・歯科診療所、施術所の様式

↓

⑤開　　設

↓ 開設後 10 日以内

⑥開設届提出

・開設届、添付書類それぞれ２部ずつご提出ください。
・許可書に記載されている許可番号及び許可年月日を記入して下さい。
・診療用エックス線装置を設置する場合は、備付届を１台につき２部ずつ（保健所提出用、副本用）ご提出ください。

窓口で副本を返却

【注意点】

- 保険診療の開始日については、関東信越厚生局東京事務所（☎03-6692-5119）にお問い合わせください。
- 立入検査の際は、施設が完成している必要があります。
- 構造設備が医療法の基準を満たしていない場合は、使用停止や修繕命令等の不利益処分が為されます。

«構造設備の基準について»

根拠法　医療法第 14 条の２、第 20 条、第 23 条　医療法施行規則第３章及び第４章

□院内掲示　□防火設備　□照明設備　□換気設備　□入院施設の基準　□歯科技工室の基準
□エックス線診療室の構造設備　□調剤所の構造設備　□建築基準法の規定に合致すること

また、図面と施工が異なる場合は、図面の差し替え又は施工のやり直しが必要となる場合があるので、ご注意下さい。